

令和 7 年度

第 4 回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和7年7月15日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和7年度第3回千葉市農業委員会総会を千葉市美術館11階講堂に招集した。

| | | |
|-------|------------------------------|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による買受的確証明願について | 1件 |
| 議案第3号 | 農地法第4条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 14件 |
| 議案第5号 | 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について | 1件 |
| 議案第6号 | 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用） | 2件 |
| 議案第7号 | 農用地利用集積計画(案)の決定について | 26件 |

| | | |
|-------|---------------------------|-----|
| 報告第1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について | 6件 |
| 報告第2号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について | 13件 |
| 報告第3号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について | 24件 |
| 報告第4号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について | 1件 |
| 報告第5号 | 地目変更登記に係る照会に対する回答について | 33件 |
| 報告第6号 | 千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条） | 1件 |

<出席委員> (16名)

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 秋庭重樹 | 2番 | 石井一也 |
| 3番 | 小川友安 | 4番 | 長谷部衡平 |
| 5番 | 芳澤和哉 | 7番 | 横山清亮 |
| 8番 | 槇本泉 | 9番 | 佐々木貴史 |
| 10番 | 秋葉重雄 | 11番 | 大塚秀行 |
| 12番 | 脇田章子 | 13番 | 清宮惠理子 |
| 14番 | 小林直樹 | 15番 | 市原律子 |
| 16番 | 高橋芳和 | 17番 | 齊藤憲次 |

<欠席委員> (1名)

6番 小島英男

<事務局説明員>

| | | | |
|--------|-------|--------|------|
| 次長 | 森田悟 | 次長補佐 | 有富裕和 |
| 農地活用班長 | 小野澤淑子 | 農地保全班長 | 黒川聖治 |
| 農地審査班長 | 森末豪 | 農地指導班長 | 田中正直 |

| | | | | | |
|---------------------|--|------|--------------|------|--------------|
| | 開 会 （ 午後 1 時 00 分 ） | | | | |
| 議長 (長谷部会長) | <p>ただいまより、令和 7 年度第 4 回千葉市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17 人中 16 人で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第 1 「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">議席番号</td> <td style="width: 15%;">1 番 秋庭 重樹 委員</td> </tr> <tr> <td>議席番号</td> <td>2 番 石井 一也 委員</td> </tr> </table> <p>のご両名にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第 2 「議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第 2 班班長、説明をお願いします。</p> | 議席番号 | 1 番 秋庭 重樹 委員 | 議席番号 | 2 番 石井 一也 委員 |
| 議席番号 | 1 番 秋庭 重樹 委員 | | | | |
| 議席番号 | 2 番 石井 一也 委員 | | | | |
| 事前審査第 2 班 (横山班長) | <p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の 1 ページをご覧ください。</p> <p>第 1 項です。</p> <p>お手元の資料 1 ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります市川市国府台に本店の所在する法人が、義務者であります、花見川区柏井町に在住の方が所有する同区同町の農地を経営規模拡大のため解除条件付賃借権の設定をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、オクラ、ホウレンソウを予定しております。</p> <p>事前審査第 2 班としましては、農地法第 3 条第 2 項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> | | | | |
| 議長 (長谷部会長) | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第 2 班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p> | | | | |

| | |
|-------------------|--|
| 橋本委員 | 今回、農地法3条での賃貸借をしていますが、本来は農地中間管理事業での賃借に誘導すべきだと思うのですが、なぜ3条になったのか教えていただきたいです。 |
| 事務局 | 新規就農の方で先月同じく3条で申請された方なのですが、窓口で中間管理機構での賃借権を案内したのですが、前回同様3条でやりたいとの要望がありました。 |
| 橋本委員 | 賃借人の要望であればやむを得ないと思いますが、事務局として中間管理事業を進めるべきと考えます。 |
| 議長 (長谷部会長) | 質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。 |
| 議場 | ―― 挙手 ―― |
| 議長 (長谷部会長) | 賛成全員でございますので、議案第1号について許可と決定いたします。 |
| 事前審査第2班 (横山班長) | 次に、議案第2号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明願について」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明願います。 |
| | ご説明いたします。 議案書2ページをご覧ください。 第1項です。 申請地は、千葉地方裁判所の公売対象物件として、令和7年8月13日から20日に入札申込、27日に開札が行われる農地です。 この入札参加者は、農地法の規定による許可の見込みがあるという、買受適格証明書の交付を受けている必要があります。 また、買受適格証明書を交付された者が落札人となり、改めて農地法第3条の許可申請がされた場合、買受適格証明書の交付時と申請内容が異なっていなければ、速やかに許可指令書を交付することになります。 従いまして、買受適格証明書の交付及び落札後の許可指令書の交付を合わせて審議願うものです。 それでは、申請内容についてご説明いたします。 お手元の資料2ページから7ページをご参照ください。 |

| | |
|-------------------|---|
| 事前審査第2班 (横山班長) | <p>本案件は、申請者であります千葉県袖ヶ浦市に在住の方が、公売物件であります緑区高津戸町の農地を、経営規模拡大のため入札に参加しようとするものです。</p> <p>面接した申請者によりますと、現在八千代市の畑にて、主にクリを栽培しているとのことです。</p> <p>将来においては、規模拡大はせず、まずは申請地での営農を安定させることを考えて取り組むとのことです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、クリを予定しております。</p> <p>事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、買受適格証明書の交付につきましては承認相当とし、申請者が落札人となり同一内容の許可申請書が提出された場合は、許可相当と意見決定しました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議長 (長谷部会長) | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願ひいたします。</p> |
| 橋本委員 | <p>千葉市内の競売物件ですが、競売物件を買える人の証明として、要件に適合しているのか教えていただきたいです。</p> |
| 事務局 | <p>八千代市で既にクリを栽培しており、八千代市農業委員会事務局に確認したところ、特に栽培に問題ないと聞いております。</p> <p>ご本人は袖ヶ浦市に在住なのですが、八千代市は距離があるので近隣でクリの栽培を効率よく行いたいということでした。また、第1種農地となるため、農業以外の用途で使用することはできません。</p> |
| 議長 (長谷部会長) | <p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、買受適格証明書の交付については、承認とし、申請者が落札人となり、同一内容の許可申請書を提出した場合は、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| 議場 | <p>―― 挙手 ――</p> <p>賛成全員ですので、議案第2号は承認とし、申請者が落札人となり同一内容の許可申請書を提出した場合は、許可と決定いたします。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| 議長 (長谷部会長) | <p>次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p> |
| 事前審査第2班 (横山班長) | <p>ご説明いたします。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。本案件は議案書に記載がございませんが、現地調査を実施いたしました。</p> <p>お手元の資料8ページから11ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地を貸車両置場用地とするものです。</p> <p>申請土地は、千葉北インターチェンジから東に約800メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に特別支援学校と病院がある土地は第3種農地、その他の土地は市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出等を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議長 (長谷部会長) | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p> |
| 議長 (長谷部会長) | <p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第3号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| 議場 | ———— 挙手 ——— |
| 議長 (長谷部会長) | 賛成多数でございますので、議案第3号については、許可と決定いたします。 |

| | |
|-------------------|--|
| 議長 (長谷部会長) | <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p> |
| 事前審査第2班 (横山班長) | <p>ご説明いたします。</p> <p>第1項及び第2項については議案書に記載がございませんが、第1項から第6項につきまして、現地調査を実施いたしました。</p> <p>議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>本案件は、第2項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料12ページから18ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を車両置場用地とするため、賃借権の設定をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉北インターチェンジから北に約900メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に高等学校と病院がある土地は第3種農地、その他の土地は市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロック、フェンスを設置し、周囲へ影響等を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>次に第3項です。</p> <p>お手元の資料19ページから22ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、地上権の設定をするものです。</p> <p>申請土地は、JR都賀駅から北東に約2.7キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、フェンスを設置し、周囲への影響等を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| 事前審査第2班 (横山班長) | <p>次に第4項です。</p> <p>お手元の資料23ページから27ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、モノレールみつわ台駅から北に約1.3キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、既存の塀を利用し、土砂の流出等を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>次に第5項です。</p> <p>お手元の資料28ページから31ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉県立泉高等学校の東に約900メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、フェンスを設置し、土砂の流出等を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>次に第6項です。</p> <p>お手元の資料32ページから35ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、中野インターチェンジから北東に約800メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>次に第7項です。</p> <p>お手元の資料36ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地を専用住宅用地とするため、所有権の移転をするもの</p> |
|-------------------|---|

| | |
|-------------------|---|
| 事前審査第2班 (横山班長) | <p>です。</p> <p>申請土地は、JR都賀駅の南西に約1.5キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、ブロックを設置し、周囲への影響等を防止します。</p> <p>排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は貯留浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>次に第8項です。</p> <p>お手元の資料37ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、車両置場用地への通路として一時転用していた土地を、代替地の取得見込みが無くなり、継続して使用するため、賃借権の設定をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉市立更科小学校の東に約2キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>次に第9項です。</p> <p>お手元の資料38ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、中野インターチェンジの北東に約800メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、フェンスを設置し、土砂の流出等を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>次に第10項です。</p> <p>本案件は、第11項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料39ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、中野インターチェンジの北東に約950メートルに位置する農地です。</p> |
|-------------------|---|

| | |
|-------------------|---|
| 事前審査第2班 (横山班長) | <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、フェンスを設置し、土砂の流出等を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>次に第12項です。</p> <p>お手元の資料40ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地を専用住宅用地とするため、使用貸借権の設定をするものです。</p> <p>申請土地は、JR誉田駅の東に約800メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、ブロックを設置し、周囲への影響等を防止します。</p> <p>排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は貯留浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>次に第13項です。</p> <p>お手元の資料41ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地を専用住宅用地とするため、使用貸借権の設定をするものです。</p> <p>申請土地は、JR誉田駅の南東に約1キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、ブロックを設置し、周囲への影響等を防止します。</p> <p>排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は貯留浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>次に第14項です。</p> <p>お手元の資料42ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地を農家住宅用地とするため、使用貸借権の設定をするものです。</p> <p>申請土地は、JR誉田駅の北東に約2.4キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であ</p> |
|-------------------|---|

| | |
|-------------------|--|
| 事前審査第2班 (横山班長) | <p>ることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、土堰堤を設置し、土砂の流出等を防止します。</p> <p>排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は貯留浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しております、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議長 (長谷部会長) | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p> |
| 橋本委員 | 第3項の太陽光発電について、面積が大きいが今回の案件はFIT法の適用を受けて説明会をする義務を負うのか教えていただきたいです。 |
| 事務局 | 適用のない施設のため、説明会は予定されていません。 |
| 橋本委員 | 第14項の農家住宅について、自ら農業を営む必要があり、農地と同じ地区に住む必要があるが、経営面積はどの程度で何を作るのかを教えていただきたいです。 |
| 事務局 | 作目は不明ですが、経営面積は2反ほどの畠を住宅地の近接に持っています。 |
| 議長 (長谷部会長) | 質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第4号について許可とすることに賛成の方は、挙手願います。 |
| 議場 | ―― 挙手 ―― |
| 議長 (長谷部会長) | 賛成全員でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。 |

| | |
|-------------------|---|
| 議長 (長谷部会長) | 事前審査第2班班長、説明をお願いします。 |
| 事前審査第2班 (横山班長) | <p>ご説明いたします。</p> <p>議案書11ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>お手元の資料43ページをご参照ください。</p> <p>本件は、令和7年3月7日付千葉市指令農委第3号の136において、農地法第5条の許可をした事業につき、計画変更承認申請(しんせい)が提出されたものです。</p> <p>変更の理由は、当初許可後に測量を行った結果、建築敷地に変更が生じたこと等です。</p> <p>変更内容は、転用面積が、409.57m²から405.61m²に、建築面積が、81.72m²から68.47m²に、所要金額が、3145万円から3596万6千円に変更となります。</p> <p>事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、議案第5号は許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議長 (長谷部会長) | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願ひします。</p> <p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第5号については承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| 議場 | ―― 挙手 ―― |
| 議長 (長谷部会長) | <p>賛成全員でございますので、議案第5号は許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明願います。</p> |
| 事前審査第2班 (横山班長) | <p>議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>第1項・第2項になります。一体の事業なので、まとめて、ご説明いたします。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| 事前審査第2班 (横山班長) | <p>併せて、資料の44ページから47ページの位置図、公図をご覧ください。</p> <p>本件は、愛知県名古屋市東区に所在を置く法人が、花見川区天戸町に在住の個人2名が所有する、同区同町の農地各1筆、計2筆の各一部において、開発行為の実施検討に伴うボーリング調査のため、一時転用許可を取得するものです。</p> <p>被害防除対策につきましては、ボーリング用のやぐらは、パイプによる組立てのため、日照・通風への影響は軽微。掘削は行わないため、土砂の流出はなし。作業中、トラックを駐車いたしますが、敷板で養生します。排水については、雨水は自然浸透で汚水については発生しません。一時転用期間は、令和7年7月28日から令和7年10月31日です。事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>議長 (長谷部会長)</p> <p>ありがとうございます。 ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願ひいたします。</p> <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>議場</p> <p>———— 挙手 ———</p> <p>議長 (長谷部会長)</p> <p>賛成全員でございますので、議案第6号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」を上程いたします。</p> <p>それでは、第1項から第26項について、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p> <p>事前審査第2班 (横山班長)</p> <p>ご説明いたします。 議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案についての意見を求められたものです。</p> <p>意見聴取後、県から権限移譲を受けた市が農用地利用集積等促進計画を</p> |
|-------------------|---|

| | |
|-------------------|--|
| 事前審査第2班 (横山班長) | <p>認可し、貸借が成立します。</p> <p>第1項は、緑区大木戸町在住の農家の方が、緑区板倉町在住の方が所有する同区同町の畠4筆、合計面積3, 478 m²に使用貸借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目はトウモロコシです。第2項は、千葉県市原市在住の農家の方が、緑区下大和田町在住の方が所有する同区同町の畠7筆、合計面積10, 665. 06 m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、ヘーゼルナッツ、アーモンド、ギョウジャニンニクです。</p> <p>次に14ページをご覧ください。</p> <p>第3項は、中央区川戸町在住の農家の方が、若葉区野呂町在住の方が所有する同区同町の畠1筆、面積1, 783 m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目はシュントウニンジンです。</p> <p>第4項は、千葉県富里市に所在のある農地所有適格法人が、若葉区中野町在住の方が所有する同区同町の畠1筆、面積1, 097 m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目はコマツナです。</p> <p>次に15ページをご覧ください。</p> <p>第5項から第6項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>緑区越智町在住の農家の方が、若葉区野呂町在住の方が所有する同区同町の畠1筆、面積4, 723 m²に使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目はニンジン、サツマイモ、ネギです。また、同権利者が、緑区平川町在住の方が所有する同区同町の畠2筆、合計面積1, 624 m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は先程と同様です。</p> <p>次に16ページをご覧ください。</p> <p>第7項から第8項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>緑区あすみが丘在住の農家の方が、緑区大椎町在住の方、他1名が所有する同区同町の田2筆、合計面積2, 767 m²に賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は水稻です。</p> <p>次に17ページをご覧ください。</p> <p>第9項から18ページの第11項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>若葉区中田町に所在のある農地所有適格法人が、若葉区上泉町在住の方、他2名が所有する同区同町及び下泉町、更科町の畠6筆、合計面積9, 086 m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目はデントコーンです。</p> |
|-------------------|--|

| | |
|-------------------|--|
| 事前審査第2班 (横山班長) | <p>第12項から19ページの第14項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>緑区あすみが丘在住の農家の方が、緑区板倉町在住の方、他2名が所有する同区同町の畠4筆、合計面積3, 964m²に賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目はキャベツ、ブロッコリー、タマネギです。</p> <p>次に20ページをご覧ください。</p> <p>第15項から21ページの第18項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>緑区大椎町在住の農家の方が、同区同町在住の方、他3名が所有する同区同町の田8筆、合計面積15, 138m²に賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は水稻です。</p> <p>次に22ページをご覧ください。</p> <p>第19項から25ページの第26項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>千葉県山武市に所在のある農地所有適格法人が、緑区下大和田町在住の方、他6名が所有する同町及び上大和田町の畠18筆、合計面積62, 325m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目はコムギ、ソバです。また、同権利者が、緑区あすみが丘在住の方が所有する緑区下大和田町の畠1筆、面積5, 591m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は先程と同様です。</p> <p>事前審査第2班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議長 (長谷部会長) | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p> <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明について、意見なしとすることに賛成の方は、挙手願います。</p> |

議場

―― 挙 手 ――

| | |
|---------------|---|
| 議長 (長谷部会長) | 賛成全員でございますので、第1項から第26項について「意見なし」と決定いたします。 |
| 事務局 | 前回の総会において、橋本委員からご意見があつた「農地の貸し借りについて、農地中間管理機構で契約を見直しながら貸借をしていく方が良い」という件についてですが、本日机上配布しました「農地の貸し借りについて」というチラシを窓口にご用意し、農地中間管理機構での貸し借りについて、説明し勧めておりますことをご報告いたします。 |
| 議長 (長谷部会長) | 以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。 |
| 事務局 | 報告案件について、ご説明いたします。 議案書の27ページをご覧ください。報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があつたもので、6件ございました。 添付書類も含め完備しておりますので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の28ページをご覧ください。報告第2号 「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があつたもので、30ページまでに13件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりますので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の31ページをご覧ください。報告第3号 「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があつたもので、議案書の34ページまでに24件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりますので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の35ページをご覧ください。報告第4号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、1件ございました。 添付書類も含め完備しておりますので、通知を受理いたしました。 |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>議案書の36ページをご覧ください。報告第5号 「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、33件ございました。</p> <p>申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があつたもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。</p> <p>議案書の37ページをご覧ください。報告第6号 「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、1件ございました。</p> <p>内容につきましては、6月の総会で審議されたもので、6月16日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。</p> <p>報告案件につきましては、以上でございます。</p> <p>議長 (長谷部会長)</p> <p>ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>質問、意見等無いようです。 これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和7年度第4回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>閉　　会　（午後3時2分）</p> |
|-----|--|